

高齢者虐待の防止のための指針

北島町地域包括支援センター

この指針は「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 17 年法律第 124 号)」の理念に基づき、高齢者の権利擁護を目的に、高齢者虐待の防止および虐待発生への対応について定める。

1 高齢者虐待の防止に関する基本的な考え方

この指針において虐待とは次のような行為をいい、職員はいかなる虐待もしてはならない。

(1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれがある暴行を加えること。

(2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること。

(3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

2 虐待防止検討委員会

虐待防止のための虐待防止検討委員会を設置し、次の事項について検討する。その際、委員会で得た結果については職員に周知徹底を図るものとする。

(1) 委員会での検討内容

イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること。

ロ 虐待防止のための指針の整備に関すること。

ハ 虐待防止のための職員研修の内容に関すること。

ニ 虐待又は虐待の疑い（以下、「虐待等」という）について職員が相談・報告できる体制整備に関すること。

ホ 職員が虐待等を把握した場合に、町への通報が迅速かつ適切に行われるための方法

に関すること。

へ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。

ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

(2) 委員会の委員構成

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等で構成する。虐待防止検討委員会の責任者は管理者が務める。

(3) 開催頻度

年1回以上、委員長の招集により開催する。なお、委員会は必要に応じてテレビ電話装置等を活用して行うことができる。

3 虐待防止のための職員研修について

職員に対して、虐待防止に関する基礎的内容等の知識を普及し、本指針に基づき、虐待防止の徹底を図ることを目的に研修を実施する。研修は年1回実施し、実施内容の記録を行う。

4 虐待等が発生した場合の対応について

虐待等が発生した場合には、速やかに町へ報告するとともに、緊急性の高い事案の場合には、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

5 虐待が発生した場合の相談・報告体制について

(1) 虐待対応担当者

虐待対応担当者は、虐待防止に関する措置を適切に実施することとし、管理者が当たるものとする。

(2) 虐待対応担当者への報告

虐待等の報告を受けた職員は速やかに虐待対応担当者へ報告をする。

(3) 事実確認

虐待等について相談及び報告があった場合には、虐待対応担当者は事実確認を行う。

(4) 事情聴取

虐待対応担当者は関係者からの聞き取り、記録等の調査を行う。

(5) 発生後の町への報告

事実確認を行った内容等を踏まえ、虐待防止検討委員会において検証し職員に周知する。虐待等の発生後、事実確認の概要及び再発防止策を併せて町へ報告する。

6 成年後見制度の利用の支援に関すること

成年後見制度の利用の相談があった場合、又はその必要性があると判断した場合には利用可能な制度について説明を行い、必要に応じて適切な相談窓口案内するなどの支援を行う。

7 虐待等に係る苦情解決方法に関すること

- (1) 苦情相談窓口寄せられた内容は相談者の個人情報の取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないように細心の注意を払い対応する。
- (2) 虐待等の発見の相談・通報は秘密漏洩・守秘義務法規によって妨げられない。また、虐待の事実誤認により相談・通報をしたとしても秘密漏洩や守秘義務違反に問われることはない。

8 本指針の閲覧について

本指針は関係機関が閲覧できるようにホームページに掲載する。

9 その他虐待等の防止推進のために必要な事項について

虐待防止のための内部研修の他、外部研修等へ積極的に参加し、高齢者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

附則

本指針は令和6年3月31日より施行する。